

## 15. 情報公開・説明責任

新見公立大学法人 中期目標

### Ⅶ. 教育研究及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報提供に関する目標

#### 2 情報公開の推進に関する目標

公立大学法人として、市民をはじめ社会への説明責任を果たすため、大学の教育研究活動、社会貢献の成果及び運営の状況に関する情報の積極的な公開を図る。

#### (a) 財政公開

##### 〈現状の把握〉

短期大学の財政は、開学した 1980 年度から 2004 年度までは、阿新広域事務組合（1 市 4 町による行政事務組合）によって、2005 年度から 2007 年度までは、新見市によって運営されてきた。地方自治法およびそれぞれの条例に基づく新見公立短期大学特別会計であり、いわゆる官公庁会計による処理である。2005 年度から 2007 年度までについては、年度末の決算後、新見市議会選出監査委員 1 名および学識経験者監査委員 1 名による定期監査を経て、新見市議会に歳入歳出決算が報告され、議会の承認を得たのちに、法令・条例に基づいて、新見市から住民に告示された。

2008 年度の法人化以降は、年度末の決算後、法人監査委員 2 名の監査を受け、さらに新見市地方独立行政法人評価委員会の評価を受けたのちに、新見市に提出され、新見市の承認を受けたのちに財務諸表等を公立大学法人として本学のホームページ「<http://www.niimi-c.ac.jp/hojin/index.html>」に公開している。公開されている財務に関連する内容は、「決算報告書」「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」「利益の処分に関する書類」「行政サービス実施コスト計算書」「附属明細書」である。

##### 〈現状の分析・評価〉

2005 年度から 2007 年度までの期間にあつては、短期大学は、特別会計としてある程度の独立性は有していたものの、新見市行政機関の一部局として、財務処理は市役所で行われ、内容の公開は、一般会計に関する決算等とあわせて、地方公共団体たる新見市が市民に対する公開として実施されてきた。その内容は、新見市の設置するホームページ「<http://www.city.niimi.okayama.jp/?ID=14156>」において閲覧することができる。したがって、本学独自としては、公開する立場ではなかった。

2008 年度の法人化以降は、入学希望者、在学生および保護者・保証人等の主たる経費負

担者、本学と契約関係にある事業者等の利害関係者にとって、短期大学を設置する公立大学法人の財務状況を把握するために必要な情報は、十分に公開されているものと評価している。

#### 〈改善方策の検討〉

上述のように、現状において、十分な内容が公開され、利害関係者のアクセスも容易であると認識している。しかし、特に財務諸表について、民間企業等の民間団体に比較して、公法人においては、形式が一部相違するために理解が困難である旨の指摘がある。分かりやすい説明を付すなどの工夫を検討すべきものと考えている。

#### (b) 自己点検・評価

##### 〈現状の把握〉

1995 年度に学則を改正し、学則に基づいて自己点検・評価委員会を設置した。その後、1997 年度に全般的な資料の収集と自己点検評価、2000 年度に教員の教育研究活動に関する資料の収集と自己点検評価、2002 年度にはじめての包括的な学生生活に関する調査と自己点検評価を順次実施した。また、2003 年度には各学科の教育状況および教員の教育研究活動等について自己点検・評価を行い、それを基に外部評価を実施した。外部評価については、学科および当時設置されていた教養科ごとに学外の有識者を評価委員とする書面審査を行い、さらに訪問調査によって学内諸施設の視察、学長および学科長との面談、全教員による教育研究および社会貢献に関する口演、授業参観、卒業生および在学生との面談を実施した。その結果を外部評価報告書としてまとめた。これらの自己点検評価の実務は、課題ごとに所管する委員会および事務組織、または学長の指名する教員が実施し、総括的な評価については主として自己点検・評価委員会が行った。自己点検評価した結果を、短期大学の運営・学生募集方法等に適宜反映してきた。

これらの各自己点検・評価の結果は、その都度報告書にまとめ、冊子として学内の全教員に配布するとともに、関係事務部に保管し、また図書館に所蔵して、学生等に公開している。図書館所蔵の報告書については、学外者の閲覧も可能である。それぞれの冊子は、公立短期大学協会加盟の短期大学および岡山県内の大学にも送付した。第 2 回自己点検・評価報告書については、3 年間にわたって本学ホームページでもその内容の一部を開示した。

これらの自己評価結果を踏まえて、2005 年度には、独立行政法人大学評価・学位授与機構による、第 1 回の機関別認証評価を受けた。学内に実行委員会を組織し、同機構の定めた基準・観点に沿って、自己評価を実施し、自己評価報告書を作成した。この評価にかかる本学が作成した「自己評価報告書」および同機構の作成した「平成 17 年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」は、本学のホームページで公開している (<http://www.niimi-c.ac.jp/school/hyoka.html>)。2006 年度には、学生生活委員会を中心に、2 回目の学生生活に関する調査と自己点検評価を実施した。この報告書および集計結果は、

本学のホームページで公開している (<http://www.niimi-c.ac.jp/school/life.html>)。

2006 年度からは、毎年度の大学の行事・活動・各教員の教育研究活動をまとめた年報を冊子として発刊している。年報は、全教員・各審議会委員・学外理事・後援会役員等の関係者に配布するほか、図書館、関係部局に所蔵している。図書館においては、学外者の閲覧も可能である。

本学の評価委員会が実施する中期目標の実施にかかる年度計画の実績についての評価は、新見市地方独立法人評価委員会の評価結果とあわせて、その概要を本学ホームページ (<http://www.niimi-c.ac.jp/hojin/index.html>) に公開している。

2010 年 6 月 15 日に行われた学校教育法施行規則の改正により、2011 年 4 月 1 日から、各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化された。公開の様式について、併設大学が公立大学協会のガイドラインに沿って準備を進めたことから、同一の様式とした。本学公式ホームページ (<http://niimi-c.ac.jp/>) に「教育情報の公表」のトップページ (<http://www.niimi-c.ac.jp/t/info.html>) にリンクを作成した。公表した内容は表 15-1 に示す 9 項目である。

表 15-1 教育情報の公表

公表項目	主な内容
大学の教育研究上の目的	短期大学の設置目的・各学科等の教育目標
教育研究上の基本組織	公立大学法人の組織図および短期大学の教育研究組織図
教員情報	非常勤を含む教員全員の職名・氏名、専任各教員の学位・免許・資格・実務に基礎を置く教員については実務経歴・専門領域・担当授業科目・研究業績・研究内容のキーワード・地域活動等
入学・卒業後の進路の状況	入学者の数、在学者に関する事項：入学年度ごとの入学者・在籍者・休学者・退学者・退学率・卒業生、卒業生の進路状況、主な就職先
授業に関すること	全授業科目のシラバス
学修の評価・卒業認定基準等	成績の評価・評価基準、GPA 評価の説明・計算方法、学年進級と単位認定、卒業要件および学位・取得資格等、教育計画表：カリキュラムと各授業科目の学年・学期配当表
教育研究環境	交通アクセス、構内・建物の平面図
授業料・入学料その他の費用	入学金、授業料、実習費、後援会費
学生支援	担任制の説明、通学：自動車等を含む通学の状況、住居の状況、健康：健康診断・保健相談・カウンセリング・感染症対策・学生健康講演会の説明、学習環境等：図書館等の施設の利用、進路選択に対する支援、その他の学生生活：食堂・学生生活講演会の説明、課外活動等：学友会、クラブ・サークル、大学祭の説明・紹介、障がいをもつ学生に対する支援、奨学金・保険等の説明・現況、学生割引証等・授業料減免・猶予制度の説明と基準・実績、アルバイトの状況

### 〈現状の分析・評価〉

従来、実施してきた自己点検・評価報告書および2006年度からの年報は、冊子にまとめて全教員・関係者に配布するとともに学外者に閲覧できる状態で所蔵してきた。また、一部については、ホームページで公開している。2008年度に公立大学法人に評価委員会が設置され、年度ごとに、中期目標の実施にかかる年度計画の実績について、自己点検評価を実施している。評価委員会は、内容に応じて既存の各種委員会と連携し、または機関別認証評価実行委員会を設置して詳細な自己点検・評価を実施している。その内容は、新見市地方独立行政法人評価委員会の評価結果とあわせて、概要をホームページで公開し、適宜、大学運営等にフィードバックされる体制が整えられているものと評価している。

法令で義務付けられた教育情報については、適切に公表されていると認識している。

### 〈改善方策の検討〉

自己点検・評価結果については、関係者に閲覧可能な状態で公開してきたと認識している。今後は、ホームページでの公開を原則とし、目次・索引を作成するなど、検索しやすい形式での公開を検討する。

教育情報の公表については、随時、更新を実施したい。

## (c) 個人情報保護

### 〈現状の把握〉

本学の個人情報保護については、新見市の制定する新見市個人情報保護条例（平成17年3月31日 条例第24号）に定めるところにより実施してきた。2008年4月1日の法人化（公立大学法人たる地方独立行政法人への移行）以降は、新見市の設立する地方独立行政法人が、同条例第2条第3項に規定する実施機関とされたことから、第7条に定めるところにより、法人の規程として「公立大学法人新見公立大学個人情報保護規程」および「公立大学法人新見公立大学個人情報保護取扱規程」を制定、その規定に則して取り扱っているところである。例えば、「情報保護取扱規程」で定める「学生等の個人情報」とは、「本籍、住所、氏名、生年月日、性別、学籍番号等、個人を識別できるもののほか、法人に公式に登録されている入学願書、志願書、調査書、健康診断書、登録書、申請書、報告書等の記載事項または原簿、台帳、証明書等の記載事項、試験およびレポートの点数、評価順位並びに答案、作文、レポート、クラブ活動並びに同好会活動の記録、奨学生に関する記録、就職並びに進路に関する記録、教員による個人的相談記録等に記載された事項等、法人が機関として保管しているすべての記録」であり、「職員等の個人情報」とは、「本籍、住所、氏名、生年月日、性別、職員番号等、個人を識別できるもののほか、法人に公式に登録されている履歴書、個人調書、教育・研究業績、申請書、登録書、報告書等の記載事項または原簿、台帳、証明書等の記載事項、健康診断および個別相談等の記録、執筆論文等の記録、教授会議事録等に記載されている個人的事項、給与、処遇、出勤簿等をも含め、

法人が機関として保管しているすべての記録」と定義している。また、個人情報の収集に関しては、「法人の教育活動、研究活動および職務に必要な範囲内で行い、目的を明確にし、目的達成の限度内で行うもの」とし、個人情報の収集は、「個々人の思想、信条又は信教に関する事項若しくは社会的差別の原因となる事項に係わる場合、これを行ってはならない。」と定めている。さらに、「個人情報の収集は、情報の主体である本人から適正な方法によって得なければならない。ただし、次の各号のいずれかの場合は、第三者から得ることができる。

- (1) 法令の規定に基づく場合
- (2) 情報の主体である本人の同意がある場合
- (3) 出版、報道等によって公になっている場合
- (4) 情報の主体である本人の生命、身体的な安全、財産上の安全のために緊急の必要性が認められ、かつ、本人の同意が得られないと管理者が認めた場合
- (5) 委員会が情報収集することに相当であると認めた場合」と規定している。

これらの条例および規程に沿って具体的には、次のような取り扱いを実施している。学籍・履修・成績等を管理する教務システム（学内ネットワーク上のオンラインシステム）においては、教員、学務課職員、学生ごとにアクセス権限が異なっている。教員が閲覧できるのは、学生名簿および自ら担当する科目の履修者名簿および過去に入力した成績、入力操作は、試験設定（再試験・追試験設定を含む）および成績に限定されている。学生が閲覧できるのは、履修状況・試験成績・成績通知表、入力は履修登録（期間を限定して）、証明書等の発行依頼に限定されている。学務課職員は、原則として、すべての機能进行操作する権限が与えられている。アクセス権限は、ログオン時の ID・パスワードにより自動的に設定される。入試システム（オフラインの電算システム）へのアクセスは、学務課担当職員および入試主任・副主任を委嘱されている教員のみが ID・パスワードを知っている。また、職員の人事記録を管理するシステム（オフラインの電算システム）においては、総務課の人事担当職員のみが ID・パスワードを知っている。学内において、文書等を共有するためのファイルサーバについては、教員および事務職員にサーバへのアクセス権限を与えている。各フォルダへのアクセスについては、フォルダ内容に応じてアクセス権限を設定している。これらの ID・パスワードについては、部外秘として厳重に管理するとともに、学生を含むユーザに管理の徹底を指導・通知している。

個人情報に記載された文書（電子文書を含む）等は、施錠できるキャビネットに保管している。また、入学者の選抜、学生の授業料減免の審査、懲戒、教員採用・昇任等に関する会議で詳細な個人情報に記載された文書を配布した場合は、事後に回収して廃棄している。業務に用いるコンピュータは、サーバからウイルス対策ソフトでコンピュータウイルスの侵入・感染を監視するとともに、「NC-net セキュリティ指針」および「情報機器取扱い上の義務」を定めて、ファイル共有ソフトなどのピアツーピアアプリケーションの使用を、原則として（研究上特に必要とするために、情報システム管理委員会の許可を受けた場合

を除く：許可実績なし）禁止している。また、文書やコンピュータの廃棄にあたっては、個人情報の抹消・処理を実施している。

学生の保護者・保証人に当該学生の成績通知書を送付するにあたって、入学時に学生本人から送付承諾書の提出を求めている。提出しない場合には、保護者等への送付は行わず、本人に送付している。また、入試出願者（表 15-2）、教員公募への応募者（表 15-3）、授業料減免申請者（表 15-4）については、それぞれ以下のような取り扱いを行い、その内容を「学生募集要項」「ホームページ」に掲載している。授業料減免申請者および奨学金申請者等において、高等学校の成績が必要であり、出願時に提出された調査書を閲覧する必要がある場合には、当該学生にその都度、閲覧承諾書の提出を求めている。

一方、短期大学に利害関係をもつ者が、本学に対して、情報の公開を求める場合においては、新見市情報公開条例（平成 17 年新見市条例第 23 号）第 12 条の規定に基づき、公立大学法人新見公立大学情報公開規程が定められており、一定の手続きによって、有償で情報公開を請求できることとなっている。

表 15-2 入試への出願者に対して（短期大学学生募集要項・ホームページ）

<b>個人情報の取り扱いについて</b>
<p>各入学試験の出願に伴ってお送りいただいた個人情報は、出願者に対する入学選抜に限って利用し、本人の承諾を得ないでその他の目的に用いることおよび第三者に開示することはありません。ただし、次の場合を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 各学科の推薦入試について、推薦者である各学校長に、当該出願者の可否を通知します。</li> <li>2) 幼児教育学科の大学入試センター試験利用入試では、規程に従い独立行政法人大学入試センターに出願者の受験番号、センター試験受験会場に関する情報を伝達します。</li> <li>3) 法令等の規定に基づく場合。</li> <li>4) 個人を特定しない形式で集計した資料を、今後の学生募集および大学運営の参考にする場合があります。</li> </ol>

表 15-3 教員公募への応募者に対して（ホームページ）

<b>応募書類のプライバシーについて</b>
<p>個人情報の保護については、次の方針を厳守します。提出いただいた個人名、生年月日、住所、勤務先、履歴・業績、健康診断書などの個人情報を含む一切の書面は、審査担当者以外の目に触れないように厳重に保管・管理をおこないます。審査後は、申し出によって返却したものを除き、本学で作成したコピーを含み所定の方法で廃棄します。応募いただいた事実は公的な記録として残りますが、個人名・現職名・住所等は個人情報として将来にわたって保護され、情報開示の対象とはなりません。</p>

表 15-4 授業料減免申請者に対して（ホームページ）

**授業料減免対象者の決定**

減免対象者は、本学経営審議会の議を経て決定します。審議にあたっては、会議資料に個人名を記載しないことや、会議後資料を回収するなど、個人のプライバシー保護に細心の注意をはらっています。

**〈現状の分析・評価〉**

個人情報保護については、新見市の条例および条例に基づく法人規程の制定等の制度が整備完備しているものと評価できる。これら条例・公立大学法人の規程に基づき、運用管理され適正に実施されている。例えば、コンピュータシステムの設計および運用管理は適切に実施され、その他の文書管理等も適切である。現在までに個人情報保護に関して、特に問題は生じていない。このことから、個人情報保護に関する実際の運用についても、適切になされているものと評価できる。

情報公開について、短期大学の入学試験を受けた者が、自らの個人成績を請求する場合は、入学検定の一環として無償で開示を受ける制度が運用され（第4章で詳述）、2010年度には20件（短期大学分のみ：指定校推薦入試受験者を除く該当受験者数延べ262人）の請求を受け付けて開示している。しかし、その他の利害関係者について、公立大学法人新見公立大学情報公開規程による請求・公開の実績はない。

**〈改善方策の検討〉**

今後も、ID・パスワード並びに文書等の適切な管理、教員・事務職員の研修等によって、個人情報保護が適切に運用されるように努めたい。

一方、公立大学法人新見公立大学情報公開規程の制度については、本学の利害関係者への周知が十分ではないと考えられるので、方法・内容等について、今後、検討したい。

